

健介保第 1915 号  
令和 5 年 1 月 31 日

指定居宅介護支援事業所 管理者様  
地域密着型介護老人福祉施設 施設長様  
介護保険施設 施設長様

健康福祉局介護保険課長

### 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いの終了について(通知)

日頃より、本市の介護保険制度の実施にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

標記について、厚生労働省からの事務連絡(厚生労働省老健局老人保健課事務連絡 令和4年 10 月 14 日付)が発出され、臨時的な取扱いについて、原則、**令和5年3月 31 日までに有効期間満了を迎える方**まで適用できることとし、それ以降に満了を迎える方は通常通り更新認定を実施するよう、要請がありました。

つきましては、令和5年3月 31 日をもって「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」(令和2年4月 22 日 健介保第 160 号)(通知)の取扱いを終了とし、当面の間、以下のとおり適切な対応をお願いいたします。

#### 1 更新申請の取扱い

令和5年4月1日以降に有効期間満了を迎える方は、原則として、通常通り認定調査を実施し更新認定を実施します。ただし、施設や医療機関に入所・入院している方で、入所者等との面会を禁止する措置がとられていることにより、被保険者への認定調査が困難な状況が確認できた場合に限り、引き続き、臨時的な取扱いの適用をできるものとします。

また、申請後に困難な状況が判明した場合は速やかに申請区へご連絡ください。

#### 2 新規申請・区分変更申請の取扱い(認定調査が困難な場合)

調査困難な状況が解消された後に調査を実施する等、被保険者に不利益が生じることがないように適切な対応をお願いいたします。(必要に応じて、暫定ケアプランの活用を検討してください。)

#### 3 参考資料(別添参照)

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて(厚生労働省)
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて(令和2年4月 22 日 健介保第 160 号)(通知)

(担当)健康福祉局介護保険課 認定担当

TEL 671-4256 FAX 550-3614

[kf-kaigonintei@city.yokohama.jp](mailto:kf-kaigonintei@city.yokohama.jp)